

中央教育審議会大学分科会 質向上・質保証システム部会で今後検討する主な論点

① 認証評価制度の見直し及びそれに伴う情報公表の内容・方法の改善

- ・ 認証評価における各高等教育機関の負担軽減を踏まえつつ、教育・学修や研究の質を一層高めるため、例えば学部・研究科等に応じた定性的評価を導入するとともに、教育研究情報に基づく定量的評価を行い、これらに基づき在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示した上で公表するなど、新たな評価制度へ移行するための制度改善を行う。
- ・ 上記の新たな評価制度における評価の結果公表について、評価を受ける高等教育機関の長所や特色、指摘事項を簡潔にまとめた要約資料を作成するなど、国民に対して分かりやすい仕組みを構築する。
- ・ 各高等教育機関における事務手続の軽減を図る観点や、新たな評価制度の充実の観点から、評価におけるデータ活用のためのデータベースの整備について検討する。
- ・ 国において、各大学の魅力を視覚化するための新たな指標を作成する。
- ・ 多様な教育活動の状況を国内外の様々な者に分かりやすく発信するため、大学入学者選抜に関する情報や、学修成果や教育成果に関する情報についての公表を更に促進するとともに、利用者にとっての利便性向上を図るための高等教育機関間の多様な比較分析が可能となる情報の可視化を進める。

② 学士・修士5年一貫教育制度の在り方

- ・ 国内外における国際的な競争環境下で活躍できるよう、優秀な学生が学士・修士課程を5年間で履修する大学を大幅に拡充するため、適切な学修時間の確保や教育研究の質の確保を前提とした制度改善について検討を行う。

③ 通信教育設置基準等の見直し

- ・ 通信教育課程の特色等を踏まえた教学マネジメントの確立、学生の多様な属性等に対応したきめ細かな教育支援体制の構築促進や情報公表を更に促進するために、大学通信教育に関する実態調査を踏まえ、通信教育課程の更なる質の向上のための制度改善や学生への支援の見直しに向けた検討等を行う。
- ・ 社会的な必要性や持続可能で質の高い学修環境・研究環境であるかという視

点をこれまで以上に重視することとし、通信教育課程を含め、基幹教員の配置に係る基準や指導補助者の基準等について制度改善を行う。

④ 学生が主体的・自律的に学修するための環境構築の促進

- ・ 教学マネジメントを確立し、アカデミック・アドバイジング等の学修支援体制を整備するため、教学マネジメント指針の見直し等を行う。
- ・ レイトスペシャライゼーション等の柔軟な教育課程編成により、入学後に学修するシステムの構築とそれを可能にするための定員管理制度の弾力化の制度改善を行う。

⑤ 「出口における質保証」の促進

- ・ 学修成果の可視化を一層促進するため、学生に対する厳格な成績評価（GPAの見直し等）や卒業認定の実施、成績優秀者への称号授与を含む学生自らの学修成果を社会に対して示す取組等について、教学マネジメント指針の見直し等を行う。
- ・ 教学マネジメントを確立し、アカデミック・アドバイジング等の学修支援体制を整備するため、教学マネジメント指針の見直し等を行う。【再掲】

⑥ その他